

## 01

## 「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」の概要

金融庁総合政策局リスク分析総括課金融犯罪対策室専門検査官

三木隼輝

金融庁は、金融機関等に対して、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「GL」という）に基づく態勢整備を2024年3月末までに完了させることを要請してきた。この基礎的な態勢整備の完了後は、各金融機関等が直面するマネロン・テロ資金供与（以下「マネロン等」という）リスクに応じて、整備した態勢の有効性を維持・高度化するため、「有効性検証」がより一層重要となる。そこで、金融庁は、金融機関等による有効性検証の取組みを促進するべく有効性検証に関する考え方等を示した「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」（以下「ディスカッション・ペーパー」という）を2025年3月31日に公表した。

本稿では、ディスカッション・ペーパーについて解説する。なお、本稿の意見にわたる部分については、筆者の個人的見解である。

## 1 マネロン等対策の有効性検証に対する金融庁の取組み

金融庁は、GLに基づくマネロン等リスク管理態勢の整備を求めてきたところ、2024年4月末までに金融庁が受領した金融機関等からの報告によれば、整備期限である同年3月末時点の金融機関等におけるGLの対応完了率は99%であり、多くの金融機関等においてマネロン等対策の基礎的な態勢整備が行われたと思われる。金融庁は、2025年4月現在、金融機関等が期限までに必要な対応を実施したことを検査等によって確認しているところであり、態勢整備が完了していない金融機関等には早急な対応を求めていく。

もっとも、これまで金融庁が整備を求め

てきたものは必要最低限のマネロン等リスク管理態勢であり、金融機関等は、日々巧妙化・変化していくマネロン等リスクに対応するため、継続的に態勢を維持・高度化していく必要がある。

また、金融活動作業部会（FATF）による第5次相互審査では、有効性審査（IO：Immediate Outcome）がより重視される予定であり、主に金融機関等の監督と予防措置の有効性（IO<sub>3</sub>）に係る審査においては一部金融機関等に対し審査員からのインタビューが行われることが想定され、その際には、金融機関等が自社のマネロン等対策が有効に機能していることを合理的・客観的に説明しなければならない。

以上のことから、自社のマネロン等リスク管理態勢を常に維持・高度化し、その有

効性を対外的に合理的・客観的に説明できることが重要となってくる。そのためには、「有効性検証」、すなわち金融機関等が、変化するマネロン等リスクに対して有効な管理態勢を構築することを目的として、「自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施していること」を確認する取組みを確実に実施し続けることが肝要である。

## 2 ディスカッション・ペーパーの公表

金融庁は、従前からGLの対応を求めている事項のうち、複数項目について有効性検証を実施することを求めてきた一方で、その実施範囲や実施方法等は、直面するマネロン等リスクや取り扱う業務等に応じて自社で検討すべきものであることから、詳細な手法等を指定していなかった。そのため、有効性検証を開始してまだ日が浅い金融機関等は、有効性検証をすべきであると理解していても、雲をつかむような話と感じていたかもしれない。

そこで、金融庁は、2025年3月31日、金融機関等による有効性検証の取組みを促進する観点から、有効性検証の取組みに関してその考え方や、金融庁と金融機関等の対話の基本的な進め方について、ディスカッション・ペーパーを公表した。

また、金融庁は、ディスカッション・ペーパーの公表と同日に、金融機関等における有効性検証の取組事例をまとめた「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」（以下「事例集」という）も公表した。事例集は、金融機関等から実際の有効性検証に関する取組事例を聴取して作成しているもの

であり、金融機関等が有効性検証の実施を検討するにあたっての参考資料として活用されることを想定している。また、今後も金融庁のモニタリング等で把握した事例については適宜加筆・更新する予定である。

なお、繰り返しになるが、有効性検証は、金融機関等が自らの直面するマネロン等リスクに応じて自社で検討の上実施されるものであり、ディスカッション・ペーパーはあくまで考え方を示すものである。したがって、ディスカッション・ペーパーは、これさえやっておけば大丈夫といった最低の目線・水準を示すものではなく、金融機関等や金融庁がチェックリストとして用いることも想定していない。同様に、事例集記載の事例すべてに対応すればよいものでもなく、金融機関等が自社の規模・特性等に応じて参考にしていただきたい。

## 3 有効性検証の考え方（ディスカッション・ペーパー第三章）

### (1) 有効性検証の計画策定

有効性検証は一過性の取組みではなく、継続的に検証を実施し、その結果を踏まえて改善対応を行うものである。そのため、金融機関等は、自社が有効性検証として実施すべきことを検討の上計画を作成し、計画にのっとり検証を実施し、検証結果に応じて改善対応を行うことが重要となる。

また、マネロン等対策の有効性確保のため、金融機関等が自らの方針・手続・計画等を策定した上で、経営陣による関与のもと、これを全社的に徹底し、有効なマネロン等リスク管理態勢を構築することが求められるが、有効性検証においても、経営陣の責任のもと、営業・管理・監査の各部門

が担う役割・責任を明確にし、適切な資源配分を行った上で、組織的に対応を進めることが重要となる。

その上で、検証実施主体は必ずしも検証対象業務から独立している必要はなく、適切な検証を実施でき、合理的・客観的に説明できるのであれば、必ずしも独立性は求められないと考えられる。

## (2) マネロン等リスクの特定・評価の検証

マネロン等対策の大前提は、リスクベースアプローチであり、それは有効性検証であっても変わらない。金融機関等が自らが直面するリスクを正しく認識できなければ、マネロン等対策を的確に実施することはできず、また、それを検証・改善することもできない。そのため、マネロン等リスクを特定・評価することは、すべてのマネロン等対策の礎となるものであり、これをおろそかにしてしまえば、堅牢なマネロン等リスク管理態勢の構築・維持はとて見込めない。

金融機関等は、GLに基づきリスクの特定・評価の結果としてリスク評価書を作成しているところ、リスクの特定・評価の有効性を検証するにあたっては、このリスク評価書の作成過程の妥当性を検証の上、特定・評価に活用している内外の情報が十分か、リスクの変化に応じて適切な時期に更新できているか、すべてのリスクを特定・評価できているかといった点を検証することが考えられる。

## (3) リスクの低減の検証

金融機関等は、GLに基づき、特定・評価結果を踏まえたリスク低減策を整備し、低減措置を実施している。そこで、リスク

の低減の検証にあたっては、この低減策の整備と低減措置の実施の妥当性を定性的・定量的に検証することが考えられる。特に定量的な検証においては、マネロン等リスクに係る指標を活用することも重要となろう。

リスクの低減の検証においては、その範囲や内容の適切さを検証することが考えられ、低減措置の実施の検証においては、整備した内容に準拠して低減措置を実施できているかを検証することが考えられる。

## (4) 適時の有効性検証の実施

ここまで定期的な有効性検証の枠組みについて述べたが、金融機関等は、重大な法令違反やマネロン等事犯などが発生した際には、従来のマネロン等対策の有効性を改めて検証し、改善対応を行うことが求められる。この適時の検証においては、事象の内容を踏まえて従来のリスク特定・評価・低減の適切性を改めて検証し、課題発見時に改善対応を行うことはもちろん、従来の(定期的な)有効性検証で事前に課題を発見できなかった原因を分析し、必要に応じて有効性検証の手法などの改善を図ることも重要となる。

# 4

## 有効性検証に係る金融庁と金融機関等との対話(ディスカッション・ペーパー第IV章)

### (1) 金融庁と金融機関等の対話の実施

今後、金融庁は、金融機関等による自らのマネロン等リスク管理態勢の主体的な維持・高度化を支援するため、金融機関等と有効性検証に関して対話を実施する。ここでは、金融庁は、ディスカッション・ペーパーの個々の論点を形式的に適用したり、

チェックリストとして用いたりすることはなく、金融機関等が自らリスクの特定・評価・低減を適切に実施しているか確認する予定である。

前述のとおり、有効性検証は一過性の取り組みではなく、継続的な検証およびその結果を踏まえた改善対応の実施が必要である。したがって、対話においても、金融機関等からの説明内容を踏まえて、金融機関等における有効性検証の計画作成、検証実施および検証結果を踏まえた改善対応を確認する予定である。対話においては何よりも金融機関等が自ら説明を行い、その内容が合理性かつ客観性かどうかを重視する。その際、金融機関等が合理的・客観的な説明を行うためには、定性的・定量的な検証結果を活用することが有用となろう。また、仮に対話を通じて課題が発見された場合、金融機関等がその原因を特定し、改善することが求められる。

また、前述のとおり、有効性検証においては、金融機関等が、営業・管理・監査の各部門が担う役割・責任を、経営陣の責任のもとで明確にして、組織的に対応を進めることが重要であることから、経営陣、有効性検証の担当部署や関係部署等、内部監査部門それぞれと、担う役割・責任に応じたテーマで対話を行うことを予定している。

## (2) 経営陣との対話

まず経営陣とは、GLに基づき、有効性検証についても適切な資源配分や役員・部門間で連携した上での枠組構築、検証状況を把握・議論し必要に応じて追加施策を指示するといった主導的な関与等を行う役割をきちんと果たしているか、対話を行う想定である。

## (3) マネロン等対策の担当部署および関係部署との対話

次に、マネロン等対策の担当部署や関係部署とは、その役割を踏まえて、有効性検証の実施内容やその結果を踏まえて対話を行うことを想定している。リスクの特定・評価の妥当性、低減策の整備・実施の妥当性、適時の有効性検証の妥当性等がテーマになろう。

## (4) 内部監査部門との対話

最後に、内部監査部門とは、第3線として第1線・第2線から独立した立場で行う、有効性検証の計画・実施・改善対応の適切性の監査の実施状況とその結果を踏まえ、有効性検証実施態勢が適切であるかといった点を中心に対話を行う想定である。

なお、対話を行う対象の選定や、具体的な対話の手順は、現在、一部金融機関の協力のもと、対話の試行を始めている。その試行結果も踏まえ、2025年7月以降に本格的な対話を始めるべく準備中である。

## 5 おわりに

FATF第5次相互審査のオンサイト審査は、日本は2028年8月に実施されることが発表されており、すべての金融機関等がインタビューの対象となり得るところ、マネロン等リスク態勢の有効性検証は、中長期的に計画・実施するものであることからすると、FATF第5次相互審査に向けて残された時間は決して多いわけではない。

無事期限までに態勢整備を完了した金融機関等についても、決して立ち止まることなく、ディスカッション・ペーパーや事例集を参考にしながら、有効性検証を不断に実施し、自信をもってオンサイト審査を迎

えられるよう、着実に準備を進めていただきたい。

金融庁は、マネロン等対策を日本の国際的な信認にかかわる重要課題として位置付けており、今後も金融機関等のマネロン等対策の強化を促進するため、全力でサポートを続けていく。

#### みき じゅんぎ

2017年3月東京大学法学部卒業、2019年3月東京大学法科大学院修了。同年司法試験合格し、司法修習（第73期）を経て2021年1月和田倉門法律事務所入所。2023年8月より現職。